

## 「奈良県いじめ防止基本方針」の改定について

### 1. 「奈良県いじめ防止基本方針」について

- ・「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、国のいじめ防止基本方針を参酌し、奈良県におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため基本方針を策定。(H28.3策定、R3.3改定)
- ・国の動向や県の実情に合わせて、概ね3年で必要な見直し等を行うこととしている。

### 2. いじめ防止等に関する国等の動向

⇒R3.3 奈良県いじめ防止基本方針改定以降、以下の改定等が実施されている。

○生徒指導提要の改訂(R4.12) ※12年ぶりの改訂

- ・学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ・事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換

○いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂(R6.秋頃)

- ・策定時から約10年たっていること、重大事態の件数の増加等から、法や基本方針等に則った適切な調査の実施のため当ガイドラインを改定

### 3. 「奈良県いじめ防止基本方針」の改定の方向性

- ・国における「生徒指導提要(改訂)」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂)」等を踏まえた内容の追加、文言修正。
- ・奈良県いじめ対策連絡協議会においてご議論頂いた、「いじめ防止対策の推進に向けた取組に係るご意見のまとめ」を踏まえた内容の追加、文言修正。
- ・県内私立学校で発生したいじめ重大事態について、奈良県いじめ問題再調査委員会が作成した報告書の「再発防止に向けた提言」を踏まえた内容の追加。

⇒本日、第1回協議会において「生徒指導提要(改訂)」「いじめ防止対策の推進に向けた取組に係るご意見のまとめ」踏まえた素案(1～5章)を提示。令和6年11月頃開催予定の第2回協議会において「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(改訂)」を踏まえた素案(6章)及び改定案(1～5章)を提示。(以下、今後のスケジュール参照)

### 4. 今後のスケジュール(予定)

- ① R6.8 「令和6年第1回いじめ対策連絡協議会」において素案(1～5章)を提示  
意見交換
- ② R6.11頃 「令和6年第2回いじめ対策連絡協議会」において素案(6章)及び改定案(1～5章)を提示、意見交換
- ③ R7.1～2 パブリックコメント
- ④ R7.3 奈良県いじめ防止基本方針の改定